会計規則（規則第三十三号）中一部改正公告

会計規則（規則第三十三号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十四年三月十五日

日本弁護士連合会

会計規則（規則第三十三号）中一部改正

会計規則（規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「会規（会計及び資産に関する規程）第六号」を「会計及び資産に関する規程（会規第六号。以下「規程」という。）」に、「会計担当副会長」を「、会計担当副会長」に、「副会長」を「会計担当副会長」に改める。

第十一条後段を削り、同条に次の一項を加える。

2　事務総長は、前項の事務を弁護士たる事務次長に分掌させることができる。

第十四条中「会規第六号第三条」を「規程第三条の規定」に改める。

第十六条及び第十七条中「一〇〇万円」を「一百万円」に改める。

第十八条第二項中「振出し」を「振り出し」に改める。

第二十条第三号1から4までを次のように改める。

イ　金銭出納帳

ロ　預金出納帳

ハ　元帳

ニ　固定資産台帳

第二十二条各号を次のように改める。

一　総勘定元帳　三十年

二　総勘定元帳以外の帳簿及び関係書類　十年

附　則

第三条、第十一条、第十四条、第十六条、第十七条、第十八条第二項、第二十条第三号1から4まで並びに第二十二条第一号及び第二号の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

日弁連研修センター規則（規則第八十二号）中一部改正公告

日弁連研修センター規則（規則第八十二号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十四年三月十五日

日本弁護士連合会

日弁連研修センター規則（規則第八十二号）中一部改正

日弁連研修センター規則（規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「二年とし、毎年半数ずつ改選する」を「二年とする」に改める。

第六条第二項を削る。

第七条第一項及び第二項を次のように改める。

センターは、必要と認めるときは、委員長の指名する委員及び幹事をもって組織する事務局を置くことができる。

2　前項の規定により事務局を置くときは、委員長の指名により事務局長一名を置くことができる。

附　則

1　第三条第三項、第六条第二項並びに第七条第一項及び第二項の改正規定は、平成二十四年三月十五日から施行する。

2　第三条第三項及び第六条第二項の改正規定の施行の際現に委員又は幹事である者の任期については、第三条第三項又は第六条第二項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

登録等証明取扱規則（規則第百四十三号）中一部改正公告

登録等証明取扱規則（規則第百四十三号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十四年三月十五日

日本弁護士連合会

登録等証明取扱規則（規則第百四十三号）中一部改正

登録等証明取扱規則（規則第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「前項の事務」を「前項に規定する事務」に、「事務総長」を「会長」に改める。

別記様式1及び別記様式二を次のように改める。

別記様式1（第3条関係）

登録等証明書交付願

年　月　日

日本弁護士連合会
会長　殿

申請者氏名 _____ 印
（※職務上の氏名を使用している場合は職務上の氏名を記載してください。）
事務所所在地 _____
電話番号 _____（　　）_____

下記のとおり登録等証明書を交付願います。

区分（○印を付す）	1　会員　　2　会員であったもの		
所属弁護士会（会員であったものは，最後の登録取消しの時に所属していた弁護士会）			弁護士会
登録番号	第　　号	生年月日	年　月　日生
氏名			
職務上の氏名			
氏名の記載（○印を付す）	1　氏名のみ 2　職務上の氏名のみ 3　氏名及び職務上の氏名の併記		
証明を要する事項（○印を付す）	1　弁護士名簿又は外国法事務弁護士名簿に登録されている者であること 2　弁護士法第57条又は外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第52条に規定する懲戒の処分を受けたことがない者であること 3　その他（　　）		
記載を要する事項（○印を付す）	1　自宅住所 2　生年月日		
証明書の種類	和文 _____通　・　英文 _____通		

＊英文の証明書を希望する場合は，下記にローマ字表記を記入してください。

氏名	
事務所所在地	
＊下記は記載を希望する場合のみ	
職務上の氏名	
自宅住所	